

令和7年度新規事業について

資料2

【担当課：こども家庭支援センター、子育て支援センター、東野児童センター、高洲児童センター】

番号	事業名	事業の目的・概要	
1	子ども・子育て相談	子ども、子育ての悩みや困りごとなど、子どもに関することについて何でも気軽に相談できる窓口を開設し、相談を受ける。	
実施場所		対象者	実施回数・頻度
子育て支援センター 東野児童センター 高洲児童センター		子どもとその保護者、妊婦など	子育て支援センター及び児童センターの開設時間内
令和7年度の実施状況			
<p>令和7年10月より、地域子育て相談機関として「子ども・子育て相談」を開始した。</p> <p>各施設とも、親子で遊びに来た保護者との会話の延長で相談につながる事が多く、「気軽に相談できる場所」としての役割を果たしている。</p> <p>10月～12月の相談件数：子育て支援センター225件、東野児童センター57件、高洲児童センター25件</p>			
事業に対する課題認識			
<p>各施設とも、こども本人からの相談がない。子育て支援センターの利用者は未就学児親子だが、同施設内にある青少年館の利用者などにも、これまで以上に相談窓口の周知を図る必要がある。</p> <p>児童センターは個別相談で来館される方が少ないため、気になる方にはこちらから個別相談もできることを適宜伝えていく。</p>			

【担当課：東野児童センター、高洲児童センター】

番号	事業名	事業の目的・概要	
2	土曜日の赤ちゃんサロン	子育て中の方などが情報交換や楽しいおしゃべりの場として開催している。ふれあい遊びや子育て相談の時間も設けている。	
実施場所		対象者	実施回数・頻度
東野児童センター 高洲児童センター		歩き始めるまでの子と保護者、妊婦とパートナー	東野 毎月第3土曜日 高洲 毎月第2土曜日
令和7年度の実施状況			
<p>東野児童センターでは、令和7年4月からスタートし、これまで7回実施し、115名が参加。</p> <p>高洲児童センターでは、令和7年7月からスタートし、これまで5回実施し、41名が参加。</p>			
事業に対する課題認識			
<p>毎回参加はあるが、毎週水曜日開催の赤ちゃんサロンのように継続参加の親子があまりいない。当初父親の参加を想定していたが、毎回2～3人ほどと想定より少なかった。今後、母親だけでなく父親も参加できることの周知方法を検討する。</p>			

【担当課：高洲児童センター】

番号	事業名	事業の目的・概要	
3	子育てママ応援講座	産後のママと赤ちゃんのためのウォーキングレッスン。 出産で衰えた筋肉を正しい姿勢と歩き方で自然に動かし、無理なく体力の向上を目指す。	
実施場所		対象者	実施回数・頻度
高洲児童センター		3か月から1歳半の親子	11月～12月中の3回コース 次回は2月26日（木）実施予定
令和7年度の実施状況			
1回目：11/29、1組参加 2回目：12/6 未実施（講師の体調不良のため） 3回目：12/20、1組参加			
事業に対する課題認識			
開催日が、土曜日であったことや3回コースにしたことで参加者が少なかったため、単発での開催や平日開催も含めて検討する必要がある。			

【担当課：母子保健課】

番号	事業名	事業の目的・概要	
4	妊婦のための支援給付	妊産婦の身体的・精神的・経済的な負担軽減のため、妊娠期から産前産後にかけて「妊婦支援給付金」を支給する。医療機関で胎児の心拍確認ができていれば、出産に至らず流産した場合でも給付対象としている。	
実施場所		対象者	実施回数・頻度
母子保健課		浦安市に住民票のある妊婦・産婦 (流産等を含む)	2回（妊娠初期、出産予定日の8週間前以降）
令和7年度の実施状況			
<p>妊娠届出時に「妊婦給付認定申請書」にて申請、1回目を支給する。（妊婦一人につき50,000円）</p> <p>2回目の申請は妊娠8カ月頃に給付申請書を郵送し、窓口に来所して申請、支給する。（胎児の数×50,000円）</p> <p>妊娠届出前に流産等で妊娠を終えた方は、医療機関が発行した診断書で事実確認をし、2回分の給付金を一度に申請する。</p> <p>申請から約1カ月後に、市民が指定した口座へ振り込む。</p>			
事業に対する課題認識			
給付金の確実かつ迅速な支給のため、手続きの簡略化と厳格な確認作業の両立を行う必要がある。			

【担当課：母子保健課】

番号	事業名	事業の目的・概要	
5	1か月児健康診査	疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して健康診査を行い、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図る。	
実施場所		対象者	実施回数・頻度
委託医療機関		出生後27日を超え、生後6週に達しない乳児	1回
令和7年度の実施状況			
母子健康手帳別冊の受診券を利用して、契約医療機関（5件）で受診できる。1回あたり6,000円を上限に助成する。前年度に母子健康手帳の発行を受けた妊婦の子および契約医療機関以外で受診した場合は、償還払いで対応する。			
事業に対する課題認識			
1か月児健康診査について、直接情報提供を受けいない対象者が助成を受けられない可能性があるため、医療機関へ協力を求め、妊婦への周知を図る。			

【担当課：母子保健課】

番号	事業名	事業の目的・概要	
6	訪問型産後ケア事業	産後1年未満の産婦に対して、自宅等に助産師が出向いて産後の心身のケアや育児サポート等を実施する。移動負荷なく実施することができるため、外出が難しい状況の母子がサービスを利用することができる。また、流死産等を経験された方については、訪問型を導入することでプライバシーや個別の事情に配慮して実施することができる。	
実施場所		対象者	実施回数・頻度
事業を利用する母子の自宅又は市が指定した場所に助産師が訪問することにより実施する。		(1)市内に住所を有する母親及びその生後1年未満の乳児 (2)市内に母親の親が居住し里帰り中の母親及びその生後1年未満の乳児 (3)流産や死産等を経験された産後1年未満の産婦	(1)令和7年9月30日生まれ以前の利用者（里帰りも含む）利用可能期間につき1回 (2)令和7年10月1日生まれ以降の利用者 日帰り型産後ケア事業及び訪問型産後ケア事業を通算7回まで (3)令和7年10月1日生まれ以降の里帰り中の利用者 日帰り型産後ケア事業及び訪問型産後ケア事業を通算3回まで
令和7年度の実施状況			
令和7年10月1日より事業開始し、12月末時点で総予約件数18件、8件の実施をした。利用した参加者からは、「授乳方法や乳房トラブルに関する悩みが減った。」「産後の体と心に関する不安が軽くなった。」などの意見が寄せられた。			
事業に対する課題認識			
9月19日（金）より予約開始となったが、現状、予約数は見込みを下回っている状況である。これまでの周知方法として、広報（特集）、ホームページ、こちら浦安情報局、予防接種ナビでのプッシュ通知、母子健康手帳交付、子育てケアプラン作成、両親学級、新生児訪問、母子保健推進員訪問などの面接・相談の機会を活用している。利用促進を図るため、利用者層に対する情報発信を継続していく。			

【担当課：こども家庭支援センター】

番号	事業名	事業の目的・概要	
7	子育て世帯訪問支援事業	市が示すサポートプランに基づき、対象家庭に家事などの支援を行う訪問支援員を派遣する。要保護家庭等に対して虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーのいる家庭において、ヤングケアラーの精神的負担軽減を図ることを目的とする。	
実施場所		対象者	実施回数・頻度
対象者の自宅など		公的制度では児童虐待発生の予防や、適切な養育の実施を確保できない家庭など	サポートプランに基づいて決定する1世帯1クール上限12回（概ね3か月程度）＊1回の訪問は2時間以内
令和7年度の実施状況			
家事育児支援・ヤングケアラー支援どちらについても、当事者の家庭に支援の必要性を理解してもらうことが難しいため、各家庭向けに利用決定のためのプランを作成をし、保護者同意の上での派遣に努めている。			
事業に対する課題認識			
委託事業者との支援内容や時間の調整が難しく、ニーズに併せた迅速な決定が課題となっている。			